

(仮称) 肝付風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

2023 年 2 月

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	1
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催.....	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間.....	2
(2) 意見書の提出方法.....	2
(3) 意見書の提出状況.....	2
第 2 章 環境影響評価準備書に係る環境影響評価の結果に対する環境の保全の見地からの意見の概要と 事業者の見解.....	3

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、準備書を令和4年12月2日から令和5年1月6日まで縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和4年12月2日（金）

(2) 公告の方法

令和4年12月2日（金）付の日刊新聞紙「南日本新聞（朝刊）」に掲載した。（別紙1参照）
また、下記のホームページにおいて、準備書の縦覧に係るお知らせを掲載した。

・ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ホームページ（別紙2-1参照）

https://www.jre.co.jp/news/2022kimotsuki_junbisho.php

※鹿児島県及び肝付町のホームページにも準備書の縦覧に係るお知らせを掲載いただいた。（別紙2-2、別紙2-3参照）

(3) 縦覧場所

関係地域を対象に、以下に示す4か所にて縦覧を実施した。（別紙3参照）

また、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社のホームページ（(2)に同じ）において、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・鹿児島県庁13階環境林務課（鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号）
- ・肝付町役場2階閲覧室（鹿児島県肝属郡肝付町新富98）
- ・肝付町役場内之浦総合支所1階（鹿児島県肝属郡肝付町南方2643）
- ・肝付町役場岸良出張所（鹿児島県肝属郡肝付町岸良482-1）

(4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：令和4年12月2日（金）～令和5年1月6日（金）まで
- ・縦覧時間：開庁日の午前9時～午後5時（開庁時間に準ずる。）

なお、電子縦覧を行ったホームページへのアクセス可能な時間帯は、令和4年12月2日は午前9時以降、令和4年12月3日～令和5年1月5日は終日、令和5年1月6日は午後5時までとした。

(5) 縦覧者数

縦覧場所に設置した縦覧者名簿に記録されていた縦覧者数は延べ1名であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 開催日時

令和 4 年 12 月 10 日（土） 午後 6 時～午後 8 時

令和 4 年 12 月 11 日（日） 午後 6 時～午後 8 時

(2) 開催場所

岸良西地区集会施設（鹿児島県肝属郡肝付町岸良 681）

(3) 来場者数

令和 4 年 12 月 10 日（土）：4 名

令和 4 年 12 月 11 日（日）：5 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条第 1 項の規定に基づき、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 4 年 12 月 2 日（金）から令和 5 年 1 月 20 日（金）まで

（郵送の受付は、当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

準備書に係る環境影響評価の結果に対する環境の保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた。（別紙 4 参照）

① ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社への書面の郵送

② 準備書縦覧場所に設置した意見書箱への投函

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書は、6 通であった。

第2章 環境影響評価準備書に係る環境影響評価の結果に対する環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づき、準備書に係る環境影響評価の結果に対する環境の保全の見地からの意見として提出された意見書は6通であり、その意見の概要は42件であった。

「環境影響評価法」第19条の規定に基づく、準備書に係る環境影響評価の結果に対する環境の保全の見地からの意見等の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

準備書に係る環境影響評価の結果に対する 環境の保全の見地からの意見等の概要並びにこれに対する当社の見解

No.	一般の意見の概要	当社の見解
【意見全般について】		
1	■ コウモリ類について、環境の保全の見地からの意見を以下に述べます。貴社及び委託先(アジア航測株式会社)の作為が入る恐れがあるので、本意見書の内容は要約しないでください。	環境影響評価準備書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、環境影響評価法第十九条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理しますが、要約しないことと明記されたご意見は、原文のまま記載することとしました。ただし、わかりやすい図書とする観点から同様の意見をまとめるため、意見の掲載順は、一部変更しております。 なお、要約しないことと明記されたご意見につきましては、文頭に「■」を付記し、また、要約しないことと明記されたご意見のうち、ご意見内に数字(連番)が記載されているものには「■」と「数字」を付記することで、意見の順番について追えるようにしております。
【事業計画について】		
2	沈砂池について(2-13(p15))及び雨水排水について(2-45(p47)) 沈砂池について記述していますが、洪水調整地の必要性の有無の考え方が記載されていませんので、記載が必要と考えます。また、沈砂池はヤードの規模に応じて設置する計画とされていますが、開発区域の規模、地質などによって洪水調節池(沈砂池の機能を兼ねる場合も含む)の構造や規模が計画され、これらに加えて開発に伴う被覆の状況によって沈砂池の様態や規模が計画されるのではないのでしょうか。現在の記述が適切ではない場合には記載変更をお願いします。	大規模開発に伴う調整池設置基準(案)(平成17年4月 鹿児島県土木部河川課)及び林地開発許可制度の手引き(鹿児島県環境林務部森づくり推進課 令和3年)に基づいて設計を実施し、調整池の必要性はないことについて、鹿児島県土木部河川課と協議致しました。一方で、安全性を考慮し協議の上、沈砂池を設置することとし、沈砂池の構造も通常より強度の高い底盤コンクリート造で計画しています。 沈砂池、道路排水施設の必要性の有無や必要能力につきましては林地開発許可制度の手引き(鹿児島県環境林務部森づくり推進課 令和3年)が基準となっており、同手引きに基づき設計(排水計算及び作図)を実施致しました。 工事実施に向けて都度、関係行政と協議を実施し、計画を策定致します。
3	肝付町にて、現在貴社より縦覧されている、標記環境評価準備書に関し、環境保全の見地から、対象事業実施区域の設定について、専門家による十分な調査と聞き取りその成果による計画の再検討(変更もしくは中止)を求めます。	環境影響評価準備書の作成過程において、複数の専門家に対して、内容に関するご意見の聴取を行いました。また、環境影響評価法及び電気事業法に則った手続を行う過程において住民の皆様からのご意見をいただくとともに、行政等による審査を受けることとなります。それらの結果を踏まえ、必要に応じて事業計画を見直すことで、事業者の実行可能な範囲で環境への影響が回避又は低減されている、よりよい事業計画となるよう検討して参ります。
4	100%反対です。再生可能エネルギーには強い関心と賛同ですが大型なものは要りません。各地域又は家庭サイズでの小型水力発電を配布してほしいです。岸良の魅力は手つかずの自然があることです。大型風力発電は岸良のシンボルにはなりません。	貴重なご意見ありがとうございます。 温室効果ガスの増加による地球温暖化は、世界的な異常気象の大きな要因となっており、異常気象の発生頻度、規模とも、年を追うごとに深刻化しています。 これを放置すれば、岸良地区の住環境も脅かされ

No.	一般の意見の概要	当社の見解
		ることになりかねません。 その地球温暖化への対策として有効となるのが、再生可能エネルギーの導入により、化石燃料による発電を可能な限り置き換えることとされています。小型水力発電の導入もその一つの手段ではありますが、それだけでは地球温暖化の進行を止めるには不十分であり、風力発電や太陽光発電の導入を含めた、多くの手段を組み合わせることが重要となります。 風力発電を含めた多様な再生可能エネルギー導入によって、地球規模での環境破壊にブレーキをかけることが、岸良地区の自然や住環境を維持し、将来も住み続けることのできるものとするにも繋がると思料します。 また、再生可能エネルギーの導入を推進する肝付町にとっても、大型風力発電の存在はその中心的なシンボルになり得るものと考えております。
5	事業の中止を希望している。風力発電の設置による移住者（Iターン、Uターン）の増加には到底いたらない。ましては、地域の活性化にはつながらないとする。地域の過疎化促進事業にしか見えない。	貴重なご意見ありがとうございます。 本事業では、風力発電事業を健全に継続するために、地元の岸良地区内に管理事務所を設け、そこに風力発電機の運転管理を行うための運転管理員が勤務することを計画しております。 弊社の運転員を地元の一員として受け入れていただくためにも、今後も地元の方々のご意見をお伺いした上で、地域の特性に合い、また地域の活性化に繋がる貢献策を検討していきたいと考えております。
6	想定実施区域の表土は花崗岩の風化により形成されており、もろく、流失しやすい特徴がある、この尾根に沿った作業道の開削や発電機の設置工事での切り盛り土は、麓の岸良、姫門地区への土石流の可能性をはらんでいる。近年、線状降雨帯が発生するなどして、内之浦地区にも甚大な被害が出ている。災害の状況・要因などは、町役場が十分把握していると思われるので、十分に聞き取りを行い、再調査していただきたい。	本事業を計画する上で、事業区域内の12地点でボーリング調査を実施しております。 工事の前段階で盛土に適している土質であるか検討し、必要とされる数量は改良してから盛土材として使用します。切土に関しては、切土のり面は吹付による緑化を計画し、雨天の際などの土砂流出を抑えることで災害を防ぎます。 また、設計の際に見込む雨量は、林地開発許可制度の手引き(鹿児島県環境林務部森づくり推進課 令和3年)における降雨のピーク時雨量で考えており、安全性を十分に考慮しています。 内之浦地区や岸良地区周辺における近年の災害の発生状況については、鹿児島県や肝付町の既存資料や住民の皆様への聞き取りにより把握をしております。前述の検討に基づく設計を行うことで、本事業に起因する災害の発生を未然に防止することに努めます。
【環境影響評価手続について】		
7	■(7) 本準備書に「影響の回避・低減」が記載されていますが、環境アセスメントにおける「影響の回避・低減」とは何か、住民には理解できません。環境アセスメントにおける「影響の回避」と「影響の低減」について、定義及び出典を丁寧に述べてください。	「環境影響評価法」及び「逐条解説 環境影響評価法 改訂版」(2019年、環境影響評価研究会)の記載に基づき、「影響の回避」及び「影響の低減」については、以下のとおりであると考えております。 「影響の回避」：事業の実施予定地の変更などにより環境への負荷を全くなくす措置 「影響の低減」：環境保全対策を講ずることにより汚染物質の排出を少なくするなど環境への負荷を低める措置
【低周波音について】		
8	想定実施区域は、岸良地区、姫門地区に最短700mと近く、風力発電機の回転による低周波の発生が予想される中、地域住民の健康被害のリスクが予想される。	ご指摘の通り、姫門地区におきましては直近の風力発電機から約700mの距離に位置しております。 ただし、準備書でお示した通り、超低周波音の予測結果について、ISO-7196:1995に示される「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である100dBを

No.	一般の意見の概要	当社の見解
		下回っておりまして。また、「建具のがたつきの始まる音圧レベル」との比較では、いずれの中心周波数においても、「がたつき閾値」を下回っており、「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」との比較では、超低周波音の中心周波数である 20Hz 以下において、「わからない」を下回っておりまして。 このことから、地域住民様への健康被害のリスクは小さいと考えております。
【動物について】		
9	サシバの秋季・春季の渡り経路に関する資料について（3-44（p 106）、3-45（p 107）） サシバの出現規模数について、2 次メッシュ番号の 463067 のみのデータが取り上げられていますが、風力発電機の配置計画の主体をなす 463077 の箇所等周辺のデータも表記される必要があると考えます。	サシバの 2 次メッシュにおける出現頻度（秋季及び春季）は「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成 27 年 9 月、環境省自然環境局野生生物課）を参照しています。 当該資料において対象事業実施区域及びその周囲でサシバの渡り情報が記載されていたのは、2 次メッシュの 463077 のみになります。
10	改変による生息環境の減少・消失にかかる予測手法について（10.1.4-233（p 803）） 各予測対象種の生息環境類型区分と面積における常緑広葉樹林について、一般的に陸産貝類、コウチュウ目、ヤマネ等の重要な種は自然度の高い広葉樹林が主な生息地であり、このような森林がどの程度改変され又は改変を回避するような保全措置が行われているのか理解しやすいように工夫すべきと考えます。具体的には、常緑広葉樹林にイスノキ・ウラジロガシ群集等の自然度の高い常緑広葉樹林とその 2 次林とに分け、対象実施区域内の面積と改変区域面積を示し、改変による影響を評価し、影響が考えられる場合にはどのような環境保全措置を採用することになっているのか理解しやすい工夫を求めます。	ご指摘のとおり、当該頁につきましては環境類型区分での対象事業実施区域内の面積及び改変区域の面積を示しておりますが、評価書において植生区分による対象事業実施区域内の面積及び改変区域の面積を示すようにいたします。 なお、準備書においては、本事業による動物の重要な種への影響の予測結果の頁におきまして、種ごとに予測結果からどのような環境保全措置を行うか示しておりますが、当該頁（10.1.4-233（p 803））にて種ごとの環境保全措置の内容を記載することを検討します。
11	改変による生息環境の減少・消失にかかる予測手法について（10.1.4-233（p 803）） 環境類型区分を「水田・水辺等」としている予測対象種の中にはオオスミサンショウウオのように環境類型区分を「森林内の溪流」とした方が良いものがあります。また、カワネズミも「森林内の溪流」とした方が良いのではないのでしょうか。これらのように区分の見直しとともに、対象実施区域内の面積と改変区域面積を示し、改変による影響を評価し、影響が考えられる場合にはどのような環境保全措置採用することになっているのか理解しやすい工夫を求めます。	環境類型区分は現地で把握した植生区分を基に行っております。 一方で、ご指摘のとおり「森林内の溪流」に生息している種もいることから、当該頁における予測対象種の記載について、評価書において、生息環境を踏まえた内容を追記することを検討させていただきます。 なお、No.10 に記載のとおり、評価書において植生区分による対象事業実施区域内の面積及び改変区域の面積を示すようにいたします。
12	改変による生息環境の減少・消失にかかる予測手法について（10.1.4-233（p 803）） 鳥類などの環境類型区分では、餌場を重要視しているように見られますが、ねぐらも重要視して区分すべきものがあります。これらの考え方を整理して、類型区分を再度行うとともに、対象実施区域内の面積と改変区域面積を示し、改変による影響を評価し、影響が考えられる場合にはどのような環境保全措置採用することになっているのか理解しやすい工夫を求めます。	当該頁では種ごとの生息環境を環境類型区分に当てはめて整理しており、餌場を重要視したものではございません。 また、特出すべきねぐらである、集団ねぐらやコロニーは確認されておられません。 なお、No.10 に記載のとおり、評価書において植生区分による対象事業実施区域内の面積及び改変区域の面積を示すようにいたします。
13	注目すべき生息地（サシバの渡り経路）への影響について（10.1.4-236（p 806）） 環境影響要因については、渡りの途中や悪天候時に使用する「ねぐらの消失」及び「ねぐらからの飛び出し飛翔行動時のブレードへの接触」という項目が原因として必要と考えます。 サシバの渡りに係る行動様式を見ると、風力発電配置の尾根手前の太平洋側森林辺りから出現が低空	調査において、確認されたサシバの飛翔は、飛跡からほとんどが通過個体と考えられます。また、少数ですが、ねぐらからの飛び出し飛翔と考えられる飛跡も確認されておりますが、特定の場所をねぐらとして利用するような傾向はみられませんでした。 なお、衝突個体数の推定は、風力発電機の周辺で確認された飛跡から行っており、ご懸念の点も含め適切に検討できているものと考えます。

No.	一般の意見の概要	当社の見解
	で見られるなど、佐多岬付近だけではなく、この地域も薩南諸島方面からの渡り時のねぐらとして利用している様子が伺えます。上空高く飛翔して渡り行動に移っているサシバにはブレード接触は生じませんが、事業実施区域及びその周辺をねぐらとして利用するサシバなどの渡り鳥類では、「ねぐらからの飛び出し飛翔行動時のブレードへの接触」は重大な影響を及ぼすと考えられます。 このように、渡りの途中や悪天候時に使用する「ねぐらの消失」及び「ねぐらからの飛び出し飛翔行動時のブレードへの接触」の観点からの影響の評価が必要と考えます。	なお、予測には不確実性を伴うことから、サシバの渡り経路に関して事後調査を予定しており、ご指摘の視点も踏まえて調査を行います。
14	重要な哺乳類への環境予測結果（ヤマネ）について（10.1.4-237（p 807）） ヤマネの主要な生息環境は自然度の高い広葉樹林と言われており、確認状況及び主要な生息環境において、「常緑広葉樹林で確認し、本種の生息環境は樹林であり、対象事業実施区域にはタブノキ・ヤブニッケイ二次林、シイ・カシ二次林等の常緑広葉樹林、スギ・ヒノキ植林等の樹林が存在する」とした煙にまく記述となっています。このため、生息確認された12例（12個体）についてどのような生息環境が重要なのか評価上把握するため、実際に確認した植生相の類型（例えば自然度の高い常緑広葉樹林、60年生以上の常緑広葉樹2次林など）を示して明らかにし、植生相の類型と対象実施区域内の面積と改変区域面積を示すことを求めます。 また、樹上性哺乳類のヤマネは地上を長く移動するようになればなるほど狩られる危険性が高くなるため、好適生息環境の連続性が重要なことから、改変前及び改変予定後の植生の詳細な分布図で表すことを求めます。 さらに、改変による影響を評価し、影響が考えられる場合にはどのような環境保全措置採用することになっているのか理解しやすい工夫を求めます。	現地調査の結果、対象事業実施区域及びその周囲においてヤマネが生息していることを確認しておりますが、ヤマネが確認された環境の周辺には既存の林道が存在していること、本事業による改変において管理用道路ができたとしても管理用道路の幅は既存林道の幅とほぼ同じであることから、事業による生息環境の連続性へ影響は小さいと考えております。 なお、現地調査結果での確認環境を整理した上で、評価書においてより丁寧な予測評価に努めます。 また、No. 10に記載のとおり、評価書において植生区分による対象事業実施区域内の面積及び改変区域の面積を示すようにいたします。
15	重要な哺乳類への環境予測結果（オヒキコウモリ）について（10.1.4-240（p 810）） 本種は島嶼の段階急斜面の割れ目等の隙間をねぐらとして利用するとされているが、現地調査において本種がねぐらとするような環境は確認されなかったとする一方、採餌のため区域外のねぐらから飛来しているとし、特定の時期については多くの活動量があることのデータが示されています。つまり、ねぐら周辺ではなく、ある程度離れた事業実施区域内の箇所へ特定の期間、選択的にコロニーで飛来し採餌していることを指します。このようなことから、尾根等に設置が計画されている複数の風力発電施設の設置が本種の生息に影響を与えないとする評価することは現段階では困難と思われます。また、音声モニタリングは一ヶ所のデータであり、風力発電施設を設置するこの尾根筋箇所が本種に欠くことのできない採餌環境となっている場合、全風力発電施設が稼働した場合のパッドストライクの影響が非常に多いことも考えられます。ついては、複数の風力発電施設位置箇所において音声モニタリングの調査を行い、本種の採餌環境への影響を評価すべきと考えられるため、追加調査行うべきと考えます。	調査を行うにあたっては、調査内容に関して有識者のご確認・ご助言をいただいております。 その上で実施した調査の結果、オヒキコウモリの確認は年間のごく一部の時期に限られたことから、影響としては小さいと考えておりますが、予測の不確実性を鑑みた上で事後調査を実施することといたしました。 事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導・助言を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討します。
16	重要な哺乳類への環境予測結果（テングコウモリ、コテングコウモリ）について（10.1.4-241 及び 242（p 811 及び 812））	ご指摘のテングコウモリ及びコテングコウモリについて、現地調査結果での確認環境を整理した上で評価書においてより丁寧な予測評価に努めます。

No.	一般の意見の概要	当社の見解
	確認状況及び主要な生息環境において、「常緑広葉樹林で確認し、本種の生息環境は樹林であり、対象事業実施区域にタブノキ・ヤブニッケイ二次林、シイ・カシ二次林等の常緑広葉樹林、スギ・ヒノキ植林等の樹林が存在する」とした煙にまぐ記述となっています。両種のねぐらは主に洞、空洞等が発生した大径木と考えられます。このような大径木は自然度の高い常緑広葉樹林に主に存在することとなります。どのような生息環境が重要なのか評価上把握するため、夜間の音声録音により生息が確認されている地点及びその周辺で確認されているそれぞれ1例について実際に確認した植生相の類型（例えば自然度の高い常緑広葉樹林、60年生以上の常緑広葉樹2次林など）を示して明らかにし、植生相の類型と対象実施区域内の面積と改変区域面積を示し評価することを求めます。	
17	重要な鳥類への環境予測結果(オオコノハズク)について（10.1.4-247（P817）） 聴力を頼りに狩りを行うフクロウ類においては、夜間等の常時発生する風力稼働による騒音発生が生死を決しかねないと考えますので、常時発生することとなる風力施設稼働について評価が必要と考えます。 また、生息を確認した1例は事業実施対象区域外の常緑広葉樹であるとし、本種の生息環境は樹林であり、対象事業実施区域にはタブノキ・ヤブニッケイ二次林、シイ・カシ二次林等の常緑広葉樹林、スギ・ヒノキ植林等の樹林が存在する」とした煙にまぐ記述となっています。このようなことから、1例について実際に確認した植生相の類型（例えば自然度の高い常緑広葉樹林、60年生以上の常緑広葉樹2次林など）を示して明らかにし、植生相の類型と対象実施区域内の面積と改変区域面積を示し評価することを求めます。	風力発電施設の稼働に伴って発生する騒音がフクロウ類に及ぼす影響については、現状では十分な知見がございませんが、今後も引き続き最新の知見を確認するとともに、得られた知見から必要と判断される場合には、適切な対応を検討いたします。 なお、現地調査結果での確認環境を整理した上で、評価書においてより丁寧な予測評価に努めます。 加えて、No.10に記載のとおり、評価書において植生区分による対象事業実施区域内の面積及び改変区域の面積を示すようにいたします。
18	その他の重要な鳥類、陸産貝類等への環境予測結果の記載について 生息を確認した例の生息環境は常緑広葉樹であるとし、本種の生息環境は樹林であり、対象事業実施区域にはタブノキ・ヤブニッケイ二次林、シイ・カシ二次林等の常緑広葉樹林、スギ・ヒノキ植林等の樹林が存在する」といった煙にまぐ記述を全て削除し、実施に生息を確認した植生相の類型を示して明らかにし、植生相の類型と対象実施区域内の面積と改変区域面積を示し評価することを求めます。	鳥類に関しては、行動圏が広範囲に及ぶ種も多いことから、環境類型区分を基に予測を行っております。 一方で、鳥類以外の種におきましては、確認環境を整理した上で評価書において、より丁寧な予測評価に努めます。
19	重要な鳥類への環境予測結果（オオタカ）について（10.1.4-256（p 826）） 記述内容では、ねぐらが消滅するかどうか、高利用域が事業実施区域内にあるのか不明です。このため、これらを言及の上、「改変による生息環境の減少・消失」及び「ブレードへの接触」について再度評価することを求めます。	オオタカにつきましては、現地調査の結果から生息が確認されており、渡り鳥調査で1例（1個体）、希少猛禽類調査で10例（14個体）が確認されましたが、繁殖に係る行動が確認されておらず、周辺では繁殖していないものと考えられます。また、特定の場所をねぐらとして利用するような行動も確認されておりません。オオタカがねぐらとして利用する可能性のある樹林は減少しますが、環境保全措置を実施することで可能な限り影響は低減できているものと考えております。 ただし、ご指摘を踏まえまして、評価書において繁殖の有無等について記載を検討します。 また、本種の衝突個体数は、環境省モデルで約0.000個体/年、球体モデルで約0.001個体/年であることからブレードへの接触による影響の程度は小さいものと考えております。

No.	一般の意見の概要	当社の見解
20	重要な鳥類への環境予測結果（サシバ）について（10.1.4-258（p 828）） 薩南諸島から又は薩南諸島へ本地域で渡る本種については、渡り途中のねぐらを必要とします。また、悪天候時には飛行高度を下げて渡りを行うことが知られています。 現在の「改変による生息環境の減少・消失」の評価等においては、このようなねぐらの観点が含まれていないように見られます。再度、事業実施対象区域及びその周辺における樹林のねぐら利用状況の調査と再評価を求めます。	調査において、確認されたサシバの飛翔は、飛跡からほとんどが通過個体と考えられます。また、少数ですが、ねぐらからの飛び出し飛翔と考えられる飛跡も確認されておりますが、特定の場所をねぐらとして利用するような傾向はみられませんでした。このため、衝突個体数の推定は、確認された飛跡から行うことで適切に把握できているものと考えます。 なお、予測には不確実性を伴うことから、サシバの渡り経路に関して事後調査を予定しており、事後調査においてはご指摘の観点も踏まえて調査を行います。
21	重要な鳥類への環境予測結果（サシバ）について（10.1.4-258（p 828）） 調査観測事例を見ると、次の渡りのため、ねぐら地点等から飛び立ち風力発電施設が計画されている尾根部に上昇しているような行動形式を示していると思われるようなものがあります。ブレードへの接触を評価するために用いた各モデルはこのようなねぐら利用から飛び立ち上昇する行動形式を実装したモデルとなっているものでしょうか。もし、組み込まれていない場合には、影響はある程度小さいとする評価にはならず、例えば、東側の3基あたりについては、渡りの時期はバードストライクの危険性が非常に高いと評価されるべきではないでしょうか。	鳥類の風力発電機への衝突のメカニズムには不明点も多く、現在の衝突個体数の推定においては、250 mメッシュ単位で区切り、メッシュ内の飛跡をもとに推定しております。 なお、予測には不確実性を伴うことから、サシバの渡り経路に関して事後調査を予定しており、事後調査においてはご指摘の観点も踏まえて調査を行います。
22	重要な鳥類の環境予測結果（クマタカ）について（10.1.4-260（p 830）） 記述内容では、ねぐらが消滅するかどうか、高利用域が事業実施区域内にあるのか不明です。このため、これらを言及の上、「改変による生息環境の減少・消失」及び「ブレードへの接触」について再度評価することを求めます。	クマタカにつきましては、現地調査の結果から生息が確認されており、一般鳥類調査で1例（1個体）、渡り鳥調査で152例（259個体）、希少猛禽類調査で207例（454個体）が確認されました。クマタカのペアは確認されましたが、繁殖兆候はみられず、また、非繁殖期に現地踏査を実施しましたが、営巣木は確認されませんでした。 なお、クマタカは生態系の上位性として選定しており、詳細な解析結果は「10.1.6 生態系」に掲載しております。 クマタカがねぐらとして利用する可能性のある樹林は減少しますが、環境保全措置を実施することで可能な限り影響は低減できているものと考えております。 ただし、ご指摘を踏まえまして、評価書において繁殖の有無等についての記載を検討します。 また、本種の衝突個体数は、環境省モデルで約0.008個体/年、球体モデルで約0.031個体/年であることからブレードへの接触による影響の程度は小さいものと考えております。
23	■（1）コウモリ類の保全措置 本事業の動物(コウモリ類)に係る保全措置として「フェザリング（風力発電機のブレードを風に対して平行にし回転を止めること）」が記載されております。追加してください。	準備書において記載した環境保全措置は、現地調査結果を基に、事業者の実行可能な範囲で検討した内容となっております。 しかし、予測の不確実性を鑑みた上で事後調査を実施することといたしました。事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導・助言を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討します。
24	■（2）コウモリ類の保全措置 本事業のコウモリ類の保全措置として「フェザリング（風力発電機のブレードを風に対して平行にし回転を止めること）」が記載されておりますが、以下の疑問があるのでお答えください。 1) 本事業で設置する風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは	本事業で採用する風力発電機の機種はまだ確定していませんが、一般的な風力発電機の仕様としては、カットイン風速未満においてブレードが確実に停止するものではありませんが、カットイン風速未満が一定時間継続すると自動的にフェザーモードに移行し遊転状態（ブレーキを掛けないで空回りする状態）となり、発電時のように回転することはあり

No.	一般の意見の概要	当社の見解
	回転するのでしょうか。 2) 本事業で設置する風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのでしょうか？ 3) 本事業で設置する風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること）を実行できるのでしょうか？	ません。 カットイン風速値を任意に変更できるか否かにつきましては、メーカーの仕様によりますので機種によって異なります。 また、一般的に、弱風時のフェザリングは実行可能です。
25	■ (3) P810 オヒキコウモリの予測結果（ブレード、タワーへの接近接触） 「施設が存在による本種のブレードへの接触による影響が想定される。ただし予測は不確実性が伴うことから、供用後に事後調査を実施して本種のブレードへの接触による影響の確認を行い、その結果に応じて、必要な環境保全措置を実施することとする」とありますが、意味が不明です。 1) 「コウモリの予測に不確実性が伴う」としても、なぜそれが「保全措置を実施しなくてもよい理由」になるのでしょうか？ 2) 「影響がある」と知りながら、なぜ衝突事故が起こる前から保全措置を実施しないのですか。 3) 以下に示すように、国内ではすでに 200 個体以上の衝突事例が報告されていますが、「コウモリの衝突に関する既往知見数」が何例あれば「予測が確実」といえるのでしょうか？ 4) もし本当に コウモリが死んでしまった場合、保全措置をおこなっても死亡した個体は生き返りませんが、企業としてどのような責任を取るつもりですか？事故が起こってからでは遅すぎます。「影響がある」ならば事後調査を実施する前からできる限りの保全措置をしてください ・45 個体（4 種、1～32 個体）「風力発電施設でのバットストライク問題、2015、07 までに調べた 6 事業」（平成 29（2017）年、河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22（1））。 ・ヒナコウモリ 24 個体、ヤマコウモリ 6 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体、合計 37 個体「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」（平成 22（2010）年 6 月、株式会社ジェイウインド）福島県。 ・ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」（平成 30（2018）年、重昆達也ほか、東海自然誌（11））静岡県。 ・ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30（2018）年 10 月、株式会社ジェイウインド）青森県。 ・コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体、合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31（2019）年 4 月、岩手県）岩手県。 ・コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 8 個体「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成 31（2019）年 4 月、ジェイウインド上ノ国）北海道。 ・ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業共用に係る事後調査報告書」（令和元（2019）年 12 月、よこはま風力発電株式会社）青森	コウモリ類及び鳥類のブレード、タワーに衝突する要因については、科学的知見も乏しく、地域により異なるものと思われ、予測には不確実性が伴うことから、影響の把握を行うための事後調査を実施することとしています。 事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導・助言を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討します。

No.	一般の意見の概要	当社の見解
	県. ・ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体、合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(令和 2 (2020) 年 2 月、コスモエコパワー株式会社) 北海道. ・ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業共用に係る事後調査報告書 (第 2 回)」(令和 2 (2020) 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県. ・ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属 (フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ) 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価書」(令和 2 (2020) 年 8 月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県. ・ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業事後調査報告書」(令和 2 (2020) 年 10 月、コスモエコパワー株式会社) 岩手県. ・ヒナコウモリ 2 個体「(仮称) 新むつ小川原ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書(公開版)」(令和 3 (2021) 年 3 月、コスモエコパワー株式会社) 青森県. ・ヒナコウモリ 1 個体「(仮称) 新岩屋ウィンドパーク事業 環境影響評価準備書 (公開版)」(令和 3 (2021) 年 3 月、コスモエコパワー株式会社) 青森県. ・ヒナコウモリ科 2 個体「ユーラス大豊ウィンドファームに係る環境影響評価事後調査報告書」(令和 3 (2021) 年 5 月、合同会社ユーラス大豊風力) 高知県. ・ヒナコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書 (公開版)」(令和 3 (2021) 年 3 月、株式会社 A-WINDENERGY) 秋田県. ・クロオオアブラコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 4 個体「せたな大里ウィンドファーム環境影響評価報告書」(令和 3 (2021) 年 8 月、株式会社ジェイウインドせたな) 北海道. ・ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 3 個体、合計 4 個体「掛川風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 3 (2021) 年 8 月、掛川風力開発株式会社) 静岡県. ・ヒナコウモリ 3 個体「ユーラス石巻ウィンドファーム環境影響評価報告書」(令和 3 (2021) 年 10 月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 宮城県. ・ヒナコウモリ科 1 個体「(仮称) 八竜風力発電所更新事業に係る環境影響評価準備書」(令和 3 (2021) 年 10 月、株式会社エムウインズ八竜) 秋田県. ・ヤマコウモリ 1 個体「JRE 酒田風力発電所更新計画 環境影響評価準備書」(令和 4 (2022) 年 1 月、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社) 山形県. ・ヒナコウモリ 2 個体「幌延風力発電事業更新計画環境影響評価準備書」(令和 4 (2022) 年 2 月、幌延風力発電株式会社) 北海道. ・ヒナコウモリ 17 個体、モリアブラコウモリ 7 個体、ホオヒゲコウモリ属 1 個体、合計 25 体「ユーラ	

No.	一般の意見の概要	当社の見解
	ス東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書[公開版]（令和4（2022）年2月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス）秋田県。 ・ヒナコウモリ 42 個体、ヤマコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 2 個体、モリアブラコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、ホオヒゲコウモリ属 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 58 個体「ユーラス由利高原ウインドファーム[公開版]」（令和4（2022）年2月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス）秋田県。 ・アブラコウモリ 4 個体、ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 9 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体、合計 18 個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書（共用2年目の調査結果）」（令和4（2022）年6月、株式会社 A-WINDENERGY）秋田県。 ・アブラコウモリ 46 個体、ヒナコウモリ 22 個体、種不明 3 個体、合計 71 個体「静岡県西部海岸域の風力発電所におけるコウモリ類の死骸調査結果（2018-2020 年）」（令和4（2022）年、佐藤顕義ほか、東海自然誌（15））静岡県。 ・ヒナコウモリ 12 個体、モモジロコウモリ 5 個体、ユビナガコウモリ 3 個体、ヤマコウモリ 2 個体、コテングコウモリ 1 個体、コキクガシラコウモリ 1 個体、コウモリ目の一種 10 個体、合計 35 個体「秋田潟上ウインドファーム風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」（令和4（2022）年12月、秋田潟上ウインドファーム合同会社）秋田県。	
26	■（4）「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること）を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置」です（文献1）。また、国内においても低減効果はすでに実証されています。（文献2、文献3）。事業者は『できる限りの保全措置をする』といいました。それでは、死亡事後が発生する前に上記保全措置を必ず実施してください。実施しない場合は、『できる限りの保全措置を実施しなくてもよい』と判断した合理的根拠を述べてください。 （文献1）Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010 （文献2）「ユーラス東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書[公開版]」（令和4（2022）年2月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス）秋田県。 （文献3）「ユーラス由利高原ウインドファーム[公開版]」（令和4（2022）年2月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス）秋田県。	準備書において記載した環境保全措置は、現地調査結果を基に、事業者の実行可能な範囲で検討した内容となっております。 しかし、予測の不確実性を鑑みた上で事後調査を実施することといたしました。事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導・助言を受け、環境影響の状況に応じたさらなる環境保全措置を検討します。
27	■（5）コウモリ類の専門家の船越公威さんが執筆された書籍には、風力発電事業におけるコウモリ類の保全措置として「カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）」が記載されています。事業者は『最新の科学的知見に則った保全措置をする』といいました。本事業においてもコウモリ類への影響が予測されていますので、最新の科学的	準備書において記載した環境保全措置は、現地調査結果を基に、事業者の実行可能な範囲で検討した内容となっております。 しかし、予測の不確実性を鑑みた上で事後調査を実施することといたしました。事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導・助言を受け、環境影響の状況に応じたさらなる環境保全措置を検討します。

No.	一般の意見の概要	当社の見解
	知見に則り、死亡事故が発生する前に「カットイン風速を上げること」と「フェザリングをすること」をコウモリの保全措置として実施してください。もし実施しない場合には、『最新の科学的知見を無視し、追加の保全措置を実施しなくてもよい』と判断した合理的根拠を述べてください。 ・「コウモリ学 適応と進化」(2020年、船越公威、東京大学出版会、p 229)	
28	■ (6) 他の風力発電事業では妊娠中のコウモリも死んでいます。もし妊婦の死亡事故が起こってから、保全措置を行っても胎児は助かりませんが、このような非可逆的影響に対して企業としてどのような責任をとるおつもりですか。	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であります。 準備書において記載した環境保全措置は、現地調査結果を基に、事業者の実行可能な範囲で検討した内容となっております。 しかし、予測の不確実性を鑑みた上で事後調査を実施することといたしました。事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導・助言を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討します。
29	■ (8) P1252「ライトアップの不使用」の措置の区分を「低減」としていますが、ヨーロッパのコウモリ研究機関 EUROBATS が出版した「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版」(“ Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATS Publication Series No.6)によれば、「ライトアップの不使用」は「回避措置」に位置づけられています。よって「ライトアップの不使用」の措置の区分は「回避」に修正してください。	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 27 年)では、「ライトアップが昆虫類を誘引することで、それを餌とする夜行性鳥類やコウモリ類も誘引される可能性にも留意することが望ましい。」とあります。これを踏まえ、ライトアップを行わないことにより、コウモリ類の風車への接近・接触の影響は低減できるものと考え、準備書に「低減」と記載しました。
30	■ (9) P1252「ライトアップの不使用」の効果について「○」(効果の不確実性＝なし)とありますが、国内の衝突事例から明らかなように、「×(効果の不確実性＝あり)」に修正してください。	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 27 年)では、「ライトアップが昆虫類を誘引することで、それを餌とする夜行性鳥類やコウモリ類も誘引される可能性にも留意することが望ましい。」とあります。これを踏まえ、ライトアップを行わないことにより、コウモリ類の風車への接近・接触の影響は低減できるものと考え、準備書に「低減」と記載しました。 また、ご指摘の点につきましては、ライトアップの不使用により影響は低減できると考えることから、準備書では「○」としました。
31	■ (10) P799,P1252「事後調査の実施」を環境保全措置にしていますが、環境アセスにおいて事後調査は環境保全措置の効果を確認するためのものです。よって、「事後調査」を「環境保全措置」にするのは適切ではありません。	コウモリ類及び鳥類のブレード、タワーに衝突する要因については、科学的知見も乏しく、地域により異なるものと思われ、予測には不確実性が伴うことから、影響の把握を行うための事後調査を実施することとしています。事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導・助言を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討します。 なお、さらなる環境保全措置を実施することで効果が期待できるため、事後調査を環境保全措置に位置づけております。
32	■ (11) P1252「事後調査の実施」の措置の区分を「低減」としていますが、事後調査を実施してもコウモリの死亡数は低減されないの、「事後調査」を「環境保全措置」にするのは適切ではありません。	コウモリ類及び鳥類のブレード、タワーに衝突する要因については、科学的知見も乏しく、地域により異なるものと思われ、予測には不確実性が伴うことから、影響の把握を行うための事後調査を実施することとしています。事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導・助言を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討します。 なお、さらなる環境保全措置を実施することで効果が期待できるため、事後調査を環境保全措置に位

No.	一般の意見の概要	当社の見解
		置けております。
33	■ (12) P1252 コウモリ類について「ライトアップの不使用」及び「事後調査の実施」以外の「環境保全措置」を追加してください。	準備書において記載した環境保全措置は、現地調査結果を基に、事業者の実行可能な範囲で検討した内容となっております。 しかし、予測の不確実性を鑑みた上で事後調査を実施することといたしました。事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導・助言を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討します。
34	■ (13)「事後調査」について 国内の風力発電事業については、近年、その事後調査報告書が出されています。しかしその中身を読むと、主観的な、事業者にとって都合のよいことばかりが書いてあり、本当に呆れました。『事後調査報告書は科学的』というのは大嘘で、事後調査報告とは事業者の『主観・妄想・願望』を羅列した単なる作文に他なりません。 例えば、環境保全措置として「ライトアップ不使用および航空障害灯の閃光採用」を行った、ある事業者は、事後調査で複数のコウモリが死んでいたにもかかわらず、「バットストライクの懸念が著しくない」として追加の保全措置を何もせずに事後調査を打ち切っています（文献1、文献2、文献3、文献4）。特に酷いのは、「米国の事例では1基あたりの年間衝突率はコウモリ類で15個体/基/年であり、本事業での1基あたりの衝突数はコウモリ類で11.2個体/基/年といずれもその範疇であった。以上より、コウモリ類に関して影響は大きいものではない」と主張する事業者がいることです（文献1、4）。「アメリカで1基あたり年間15個体死んでいるが、それよりも死亡数が少ないから影響は少ない」というロジックですが、「他人はもっと殺している。それより自分が殺した数は少ないからいいだろう」という論点のすり替えです。 本事業者の「事後調査」についても、疑念があるのでお答えください。 1) 事後調査結果について住民が意見書を出せるようにしてください。 2) 事後調査結果を公正に審査する公的な委員会がありますか？なければ開催してください。 3) 事後調査で事業者側がヒアリングする専門家は事業者の利害関係者（謝金の支払いを含む）ですか？ 4) 3) の専門家が利害関係者でないこと（付度しない者であること）をどうやって客観的に証明するのですか？ 5) 仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もないというのは本当でしょうか？ 6) 5) について本当ならば、もし事後調査でコウモリの死骸が確認された場合、だれが追加的保全措置の行使を保証するのですか？ 7) 事後調査でコウモリが複数死んでいた場合でも、他の事業者は「バットストライクの懸念が著しくない」として追加の安全措置をしていません。コウモリは年に1回だけ繁殖し、1回に1～2頭しか仔を産みません。そのため1年間で死亡するのがたとえ数個体であっても、風車で毎年コウモリを殺し続けられれば、個体群は回復不能になりやがて絶滅します。本事業者が追加の保全措置を行使する基準「著しい影	事後調査については、環境影響評価法等に則り、準備書での記載内容、関係機関等の審査の結果、並びに専門家等のご意見を踏まえて、適切に実施します。 また、事後調査の結果により追加的な環境保全措置が必要と判断される場合には、専門家等にご助言をいただきながら、検討・実施するとともに、その結果について、報告書として公表します。 加えて、事後調査の結果、バットストライクが確認された場合、その結果を客観的事実に基づきとりまとめ、環境影響の程度が著しいと判断された場合には、専門家の指導・助言を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討します。

No.	一般の意見の概要	当社の見解
	響」とは何個体なのかを具体的に述べてください。 8) 事後調査を踏まえた追加的保全措置の行使について、その実効性は保証がないので、評価できません。最新の知見を踏まえた保全措置（フェザリング）を、コウモリを殺す前から必ず実施してください。 9) 普通種であろうが重要種であろうが、1 頭たりともコウモリを殺さないでください。 （文献 1）「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30（2018）年、株式会社ジェイウインド、委託先：株式会社ジェイベック）P.237 （文献 2）「ユーラス石巻ウインドファーム環境影響評価報告書」（令和 3（2021）年、株式会社ユーラスエナジーホールディングス、委託先：アジア航測株式会社）P.84 （文献 3）「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書（共用 2 年目の調査結果）」（令和 4（2022）年 6 月、株式会社 A-WINDENERGY、委託先：エヌエス環境株式会社）P.67 （文献 4）「秋田潟上ウインドファーム風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」（令和 4（2022）年 12 月、秋田潟上ウインドファーム合同会社、委託先：株式会社自然科学調査事務所）P.132、P.390	
35	■（14）P812 コテングコウモリの影響予測（ブレードタワー等への接近・接触）について、「本種の飛ぶ高さによく見られる環境は主に樹林内や林縁の地表近くを飛翔すると考えられ、ブレードの高さまで飛翔する頻度は低いと考えられることから、ブレード・タワー等への接近・接触による林縁・林中の中層部～低層部と想定されることから、影響は小さい」とありますが、コテングコウモリも風力発電施設で死んでいます。（文献 1、2）。そのため「ブレード・タワー等への接近接触による影響は小さい」とは言えません。 （文献 1）「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」p.2-18（平成 31（2019）年 4 月、岩手県） （文献 2）「秋田潟上ウインドファーム風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」p.127（令和 4（2022）年 12 月、秋田潟上ウインドファーム合同会社）	本種については現地調査結果に基づき予測を行った結果、確認例数及び確認位置等から本事業による影響の程度は小さいものと考えております。 なお、予測の不確実性を鑑みたとコウモリ類を対象に事後調査を実施することといたしました。事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導・助言を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討します。
36	■（15）P583「食虫性コウモリ類 I（ユビナガコウモリ）」の高度 50m で 59 例も出現していますが影響はあるのではないですか。本事業者は「ユビナガコウモリは重要種でない」から殺すつもりですか？そもそも国内に生息するコウモリ類は全ての種について殺すことが禁止されています。コウモリ類については、重要種だけでなく、重要種以外の種についても予測を行い、保全措置を実施してください。	ご指摘のとおり、「食虫性コウモリ類 I」において高度 50m で 59 例記録されております。一方で、高度 05m で 8,849 例と一番多く確認されていることから、当該の候補種については主にブレード下端での飛翔が多いことが考えられ、風力発電機のブレードへの接触による影響は小さいものと考えております。 なお、予測の不確実性を鑑みたとコウモリ類を対象に事後調査を実施することといたしました。事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導・助言を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討します。
37	■（16）「事後調査」について 最新のガイドライン※によれば、週 1 回（探索間隔が 7 日）の頻度は、コウモリが見つかる前にスカベンジャーに捕食される可能性が高くなるので推奨	コウモリ類の事後調査（死骸確認調査）につきましては、「第 10 章 10.3 事後調査」に定める月 4 回の調査を、現地調査経験を積んだ生物調査員が行う計画です。

No.	一般の意見の概要	当社の見解
	されていません。探索間隔が長いとコウモリの死亡日が推定できず、保全措置の検討ができなためです。そのためコウモリ類の死骸確認調査については、2日～4日間隔が許容される限度であることも指摘されています。以上のことから ①バットストライク調査は、1週間に3回以上の頻度で行うこと。 ②①が実施できない場合は、『1回あたり連続5日間調査を月2回以上』行うこと。 ③①または②はコウモリの活動期間中（4月中旬から11月中旬まで）行うこと。 ④死骸探索は、訓練されたイヌを使った調査も検討すること。 ※「Bats and onshore wind turbines - survey, assessment and mitigation」 https://www.nature.scot/doc/bats-and-onshore-wind-turbines-survey-assessment-and-mitigation	また、その他に、風力発電機の定期点検時に事業者の実行可能な範囲で可能な限り多くの情報収集に努めたいと考えております。 なお、詳細な調査手法等は、今後の審査の結果等も踏まえ検討します。
38	郷土の景観と生態系に影響が出ないよう計画の大幅な変更または中止を求めます。 本事業計画区域は、照葉樹林が残存し緑の回廊に指定されているなど豊かな生態系を有する森林地帯にあり、既に明らかなおお、クマタカなど希少な猛禽類の生息・繁殖はもとよりサシバなど各種鳥類の渡りのコースであるため、計画による施設の設置は、これら鳥類の生息・繁殖環境や太古より続く鳥類などの渡りへの影響、すなわち頻繁なバードストライクの発生や渡りコースの無理な変更などが確実であるためです。	ご指摘の通り、当該地域はクマタカなどの希少猛禽類の生息、サシバなどの渡り鳥の利用がみられる地域であると認識しています。 また、渡り鳥につきましても調査の中で確認を行っております。 その中でも、サシバの渡りにつきましては、本事業による影響の可能性が考えられたことから、専門家ヒアリングを踏まえてより詳細な調査を行いました。 調査の結果は図書にも記載のとおり、秋の渡りでは風力発電機を設置する予定の尾根上で渡りの流れが確認されませんでした。春の渡りでは、風力発電機を設置する予定の尾根上で渡りの流れが確認されておりますが、サシバの主要な渡り経路としては対象事業実施区域及びその周囲の西側である錦江湾沿いのルートと推察され、対象事業実施区域及びその周囲でのサシバの渡り経路としての利用は主要な渡り経路に比べて少ないものと考えられます。そのため、渡りルートの消失や多数の個体の風力発電機への衝突の可能性は小さいと考えます。 しかし、この予測には不確実性が伴うことから、事後調査において、サシバの渡りの状況の確認を行い、その結果に応じて、必要な環境保全措置を実施することとしています。 加えて、景観につきましても図書にも記載のとおり、影響の程度が実行可能な範囲で回避又は低減が図られるよう、塗装色や工事計画の検討を行っております。
39	想定実施区域は、多くの鳥類の渡りのルートになっており、特に絶滅危惧種Ⅱ類（環境省レッドリスト）に指定されているサシバについては秋の渡りには、当該尾根を含む国見連山を佐多岬方向へ通過しているようすが観察されている。その他の鳥類も、発電機械の大きさ、計画数、計画位置から見ても、設置された場合、渡りのルートの混乱や発電機械へのバードストライクのリスクは回避できず、これにより、鳥類の個体数の減少が予測される。	渡り鳥につきましては、調査の中で確認を行っております。 その中でも、ご指摘のとおり、サシバの渡りにつきましては、本事業による影響の可能性が考えられたことから、専門家ヒアリングを踏まえてより詳細な調査を行いました。 調査の結果は図書にも記載のとおり、秋の渡りでは風力発電機を設置する予定の尾根上で渡りの流れが確認されませんでした。春の渡りでは、風力発電機を設置する予定の尾根上で渡りの流れが確認されておりますが、サシバの主要な渡り経路としては対象事業実施区域及びその周囲の西側である錦江湾沿

No.	一般の意見の概要	当社の見解
		いのルートと推察され、対象事業実施区域及びその周囲でのサシバの渡り経路としての利用は主要な渡り経路に比べて少ないものと考えられます。そのため、渡りルートの消失や多数の個体の風力発電機への衝突の可能性は小さいと考えます。 しかし、この予測には不確実性が伴うことから、事後調査において、サシバの渡りの状況の確認を行い、その結果に応じて、必要な環境保全措置を実施することとしています。
【植物について】		
40	植生について (3-52 (p 114)) 『自然林であるミミズバイースダジイ群集やイスノキーウラジログシ群集も一部にみられる』との記述がありますが、これらの自然林（具体的には 3-53 (p 115) の凡例中の 1～5 の群落であって植生図のみではなく、現地調査（現地踏査）又はカラー空中写真等の判読の結果をいう。）風力発電機の配置計画 (2-4 (p 6)) との関係の記載が必要と考えます。具体的には、風力発電機 10 基のうち、これらの自然林を開発対象として計画されているものが幾つになるのか、第 10 章の表等の記載のみならず、ここに明確に自然林の面積に対する伐採面積（改変区域面積）がどのようになるのか記載する必要があると考えます。	ご指摘いただきありがとうございます。 当該頁におきましては文献その他資料による調査結果を整理しております。 現地調査結果等につきましては、「第 10 章 環境影響評価の結果 10.1.5 植物」に掲載しておりますが、分かりやすい図書を作成する観点から評価書において検討させていただきます。
41	重要な植物群落について (3-60 (p 122)) 重要な植物群落は対象事業実施区域及びその周辺には「吾平町のイスノキ群落」以外は分布していないと読み取れる記述となっている。この内容は、単に基準に基づき選定された重要な植物群落はないという内容であるため、「基準に基づき選定された重要な植物群落はない」とした内容への記述変更が必要と考えます。 なお、付け加えるなら、現地調査の結果、重要な植物群落と評価されるものがある場合も有り得る旨も記述してはいかがでしょうか。	ご指摘いただきありがとうございます。 当該箇所の記述につきましては誤解のないように表現を評価書において、検討させていただきます。 また、現地調査結果等の記述につきましては、分かりやすい図書を作成する観点から参考にさせていただきます。
【生態系について】		
42	対象事業実施区域及びその周辺における食物連鎖について (3-63 (p 125)) 夜の猛禽類といわれるフクロウ類、多様なギルド環境ごとに生息環境が異なるコウモリ類なども記載すべきと考えます。また、狩る側のキツネや猛禽類と、狩られる側に位置する樹上性哺乳類との関係、特に、樹幹移動が困難な環境となった際、地上移動を強いられる場合の生息・繁殖の危うさを記載すべきと考えます。	現状の食物連鎖模式図においてはフクロウ類は入れておりますが、評価書において記載内容の見直しを行います。 なお、食物連鎖模式図は対象事業実施区域及びその周囲の環境を把握するために掲載しています。 また、ご懸念の影響については、個別の種に対する影響予測結果の記載において考慮することを検討します。

南日本新聞（令和 4 年 12 月 2 日 朝刊 16 面）

環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催について（公告）

環境影響評価法に基づき、（仮称）肝付風力発電事業環境影響評価準備書」を次のとおり縦覧します。また、同法に基づく説明会の開催について、次のとおりお知らせします。

■事業者の名称：ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

代表者の氏名：代表取締役 中川 隆久

主たる事務所の所在地：東京都港区六本木 6-2-31 六本木ヒルズ
ノースタワー 15 階

■対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）肝付風力発電事業（風力発電（陸上）、四万三千キロワット程度）

■対象事業実施区域：鹿児島県肝付町肝付の一部

■対象事業に係る環境影響を受ける範囲：鹿児島県肝付町肝付町

■準備書の縦覧

①縦覧場所：鹿児島県庁 13 階環境林務課、肝付町役場 2 階閲覧室、
肝付町役場内之浦総合支所 1 階、肝付町役場岸良出張所

②縦覧期間：令和 4 年 12 月 2 日（金）～令和 5 年 1 月 6 日（金）

③縦覧時間：開庁日の午前 9 時～午後 5 時

④電子縦覧：https://www.jre.co.jp/news/2022kimotsuki_junbisho.php

■準備書に係る説明会の開催を予定する日時及び場所

第 1 回：令和 4 年 12 月 10 日（土）午後 6 時～午後 8 時

第 2 回：令和 4 年 12 月 11 日（日）午後 6 時～午後 8 時

岸良西地区集会施設 鹿児島県肝付町岸良 681

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況等を鑑みて予定を変更する場合、右記の電子縦覧 URL に掲載します。

■意見書の提出について

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

提出方法：氏名及び住所、準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を日本語により記載し、左記まで郵送又は縦覧場所に設置された意見書箱への投函により提出ください。

提出期限：令和 5 年 1 月 20 日（金）（郵送の場合は当日消印有効）

■内容についてのお問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社（JRE）

事業開発本部 開発第 2 部 開発第 4 チーム

〒106-0032 東京都港区六本木 6 丁目 2 番 31 号六本木ヒルズ
ノースタワー 15 階

TEL 03-6455-4900（午前 9 時～午後 5 時（土日・祝日
除く）担当：田澤・高根

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社ホームページにおけるお知らせ



ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

English

🔍 サイト内検索

✉ お問い合わせ

企業情報

再生可能エネルギー

地域とともに

サステナビリティ

ニュース

採用情報

TOP > ニュース > 「（仮称）肝付風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧について

ニュース

2022年12月2日

環境アセスメント

「（仮称）肝付風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧について

当社は、環境影響評価法に基づき、「（仮称）肝付風力発電事業 環境影響評価準備書」（以下、「準備書」）を作成し、令和4年12月1日付で経済産業大臣に届け出ました。

準備書について、下記のとおり公開します。

▼ 準備書の縦覧について

▼ 説明会の開催について

▼ 意見書の提出について

▼ お問い合わせ先

準備書の縦覧について

縦覧場所・時間



企業情報

再生可能エネルギー

地域とともに

サステナビリティ

ニュース

採用情報

🔍

✉ お問い合わせ

縦覧場所・時間

施設名	縦覧時間
鹿児島県庁 13階環境林務課	9時00分から17時00分まで
肝付町役場 2階閲覧室	
肝付町役場 内之浦総合支所 1階	
肝付町役場 岸良出張所	

縦覧期間

令和4年12月2日（金）～令和5年1月6日（金）
（土・日・祝祭日・施設の休館日を除く）

インターネットによる縦覧

準備書は令和5年1月6日（金）17:00まで閲覧することができます。なお、改ざんや無断転載を防止する観点から印刷及びダウンロードはできません。

※ブラウザは、Chrome、Edge、Firefox、Safariの最新バージョンとその1つ前のメジャーリリースバージョンを動作対象としています。PDFの閲覧ができない場合は、ブラウザの最新バージョンをインストール頂き、再度ご確認ください。

※Internet Explorer は対象外です。



準備書

表紙目次

[PDF 詳細はこちら](#)

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

[PDF 詳細はこちら](#)

第2章 対象事業の目的及び内容

[PDF 詳細はこちら](#)

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

[PDF 詳細はこちら](#)

3.1 自然的状況

[PDF 詳細はこちら](#)

3.2 社会的状況

[PDF 詳細はこちら](#)

第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の結果

[PDF 詳細はこちら](#)

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

[PDF 詳細はこちら](#)

第6章 方法書に対する意見と事業者の見解

[PDF 詳細はこちら](#)

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

[PDF 詳細はこちら](#)

第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

[PDF 詳細はこちら](#)

第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言

[PDF 詳細はこちら](#)

第10章 環境影響評価の結果

[PDF 詳細はこちら](#)

第10章 環境影響評価の結果

[PDF 詳細はこちら](#)

10.1.1 大気質

[PDF 詳細はこちら](#)

10.1.2 水環境

[PDF 詳細はこちら](#)

10.1.3 その他の環境

[PDF 詳細はこちら](#)

10.1.4 動物

[PDF 詳細はこちら](#)

10.1.5 植物

[PDF 詳細はこちら](#)

10.1.6 生態系

[PDF 詳細はこちら](#)

10.1.7 景観

[PDF 詳細はこちら](#)

10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場

[PDF 詳細はこちら](#)

10.1.9 廃棄物等

[PDF 詳細はこちら](#)

10.2 環境の保全のための措置

[PDF 詳細はこちら](#)

10.3 事後調査

[PDF 詳細はこちら](#)

10.4 環境影響の総合的な評価

[PDF 詳細はこちら](#)

第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

[PDF 詳細はこちら](#)

第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

[詳細はこちら](#)

第12章 その他環境省令で定める事項

[詳細はこちら](#)

資料編

[詳細はこちら](#)

要約書

[詳細はこちら](#)

説明会の開催について

開催場所・日時

開催場所	日時
岸良西地区集会施設 (鹿児島県肝属郡肝付町岸良681)	第1回：令和4年12月10日(土) 午後6時～午後8時 第2回：令和4年12月11日(日) 午後6時～午後8時

※説明会開催に当たっては、説明員のマスクの着用・手指の消毒など、新型コロナウイルスへの感染対策を確実に実施します。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況等を鑑みて予定を変更する場合、本ホームページに掲載します。

意見書の提出について

準備書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

(1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（令和5年1月20日（金）まで）

(2)当社宛に郵送（令和5年1月20日（金）当日消印有効）

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部 開発第2部 開発第4チーム 宛

意見書用紙

[詳細はこちら](#)

お問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

事業開発本部 開発第2部 開発第4チーム 担当 田澤、高根

電話 03-6455-4900（代表）

（土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで）

[ニュース一覧へ戻る](#)



鹿児島県ホームページにおけるお知らせ（赤枠内）

環境影響評価について

環境影響評価とは、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境へて、調査・予測・評価を行うとともに、その方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全にすするための制度です。

環境影響評価法及び鹿児島県環境影響評価条例に定める規模の事業を実施する場合には、事前に環境影響評価を実施しなければな
なお、法や条例の対象とならない事業についても、県環境基本条例や県環境基本計画に基づき、環境への配慮を適切にする必要カ

県内で環境影響評価図書を縦覧・公表中の事業

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「（仮称）肝付風力発電事業」の環境影響評価準備書を縦覧・公表しています。
で）

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。

[ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社ホームページ（外部サイトヘリンク）](#)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「（仮称）六郎館岳風力発電事業」の計画段階環境配慮書を縦覧・公表しています
12日まで）

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。

[ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社ホームページ（外部サイトヘリンク）](#)

知事意見

令和3年4月1日以降に事業者等へ送付した環境の保全の見地からの知事意見を掲載しています。

日付	内容
令和4年10月14日	馬毛島基地(仮称)建設事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見（PDF：164KB）
令和4年9月29日	(仮称)垂水風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する知事意見（PDF：136KB）
令和4年8月23日	(仮称)新南大隅ウインドファーム 環境影響評価準備書に対する知事意見（PDF：2,908KB）
令和4年7月8日	(仮称)日置市及び鹿児島市における風力発電事業 環境影響評価準備書に対する知事意見（PDF：193KB）
令和4年6月6日	馬毛島の管理用道路（外周道路）工事における自主的な環境保全措置に対する知事意見（環境影響評価のた における自主的な環境保全措置）（PDF：107KB）

令和4年4月 27日	(仮称)輝北風力発電事業I更新計画 環境影響評価準備書に対する知事意見 (PDF:173KB)
令和3年12 月21日	(仮称)北薩風力発電事業 環境影響評価準備書に対する知事意見 (PDF:197KB)
令和3年7月 29日	馬毛島基地(仮称)建設事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF:185KB)
令和3年7月 29日	(仮称)出水水保ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF:144KB)
令和3年7月 16日	(仮称)伊佐・えびの・人吉風力発電事業 環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF:143KB)
令和3年7月 14日	(仮称)肝付風力発電事業 環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF:120KB)
令和3年7月 7日	(仮称)肥薩ウィンドファーム 環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF:142KB)
令和3年6月 29日	(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業 環境影響評価準備書に対する知事意見 (PDF:177KB)
令和3年6月 25日	(仮称)鹿児島県における洋上風力発電事業計画に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見 (PDF:124KB)
令和3年6月 22日	(仮称)新南大隅ウィンドファーム 環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF:140KB)
令和3年5月 25日	(仮称)肥薩風力発電事業 環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF:137KB)

環境影響評価対象事業

以下の要件に該当する場合は、環境影響評価を実施する必要があります。

[環境影響評価対象事業一覧 \(PDF:123KB\)](#)

鹿児島県環境影響評価専門委員

環境影響評価に関する技術的事項についての意見を聴くために、鹿児島県環境影響評価専門委員を委嘱しています。

[鹿児島県環境影響評価専門委員名簿 \(PDF:27KB\)](#)

環境影響評価の実施の参考となる事例



環境影響評価の実施に当たり、参考となる事例を以下に掲載しますので、事業者の方々は参考にしてください。

分かりやすい環境影響評価図書の作成

- 環境アセスメント手続の流れを記載したフロー図の掲載
- 関係法令等による規制状況の一覧表の掲載
- 保安林の種別の掲載（水源かん養保安林、保健保安林など）
- 図書の内容を分かりやすくまとめた「あらまし」の作成（説明会での配布など）

環境影響評価手続の積極的な周知

- 市町村の広報誌への掲載
- 周知のチラシを各戸配布

（参考）環境アセスメントのためのよりよいコミュニケーション優良事例集（H29.7環境省）

[環境省ホームページ（外部サイトヘリンク）](#)

環境影響評価図書の継続的な公開

- 縦覧期間終了後の環境影響評価図書の公開（事業者の協力を得て掲載）

[環境省ホームページ（外部サイトヘリンク）](#)

配慮書手続における複数案の設定

- 風力発電機の配置計画エリアを4案設定し、配慮書手続を実施。その結果を踏まえ、エリアを1つに絞り込み、方法書以降の手続

説明会が開催できない場合の代替措置

- 説明会資料の各戸配布、縦覧場所への設置（持ち帰り自由）
- アセス図書の縦覧期間後もインターネットによる閲覧を継続など

（参考）発電所環境アセスメント情報（新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態宣言を踏まえた説明会の対応について）

[経済産業省ホームページ（外部サイトヘリンク）](#)

重複する区域における事業者間調整

- 複数の事業者による風力発電機の設置計画エリアが重複する区域において、事業者間調整を行うよう求めた知事意見を踏まえ、事業を共同で進めることで合意

環境影響評価手続の再実施



- 方法書に対する知事意見までの手続を経た風力発電事業において、300メートル以上離れた区域を新たに対象事業実施区域とす
知を行い、配慮書手続から再実施

よくあるご質問

現在よくある質問は作成されていません。

このページに関するお問い合わせ

環境林務部環境林務課

鹿児島県 法人番号：8000020460001

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

代表電話番号：099-286-2111

Copyright © Kagoshima Prefecture. All Rights Reserved.



肝付町ホームページにおけるお知らせ

2022/12/02 14:52 (仮称)肝付風力発電事業環境影響評価準備書に係る縦覧及び説明会について／肝付町

|(仮称)肝付風力発電事業環境影響評価準備書に係る縦覧及び説明会について

|(仮称)肝付風力発電事業環境影響評価準備書の縦覧

環境影響評価法に基づき、『(仮称)肝付風力発電事業』に係る環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり実施します。

|事業者の名称

事業者名：ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表者：代表取締役 中川 隆久
所在地：東京都港区六本木6-2-31六本木ヒルズノースタワー15階

|対象事業の名称（対象事業の種類、発電設備出力）

(仮称)肝付風力発電事業（風力発電（陸上）、43,000キロワット程度）

|対象事業が実施される区域及び関係地域の範囲

鹿児島県肝付郡肝付町の一部

|準備書の縦覧

- 1.縦覧場所
(1) 鹿児島県庁 13階環境林務課
(2) 肝付町役場 2階閲覧室
(3) 肝付町役場 内之浦総合支所1階
(4) 肝付町役場 岸良出張所
2.縦覧期間：令和4年12月2日（金曜日）～令和5年1月6日（金曜日）
3.縦覧時間：開庁日の午前9時から午後5時まで（開庁時間に準ずる）

|準備書の電子縦覧

[リンク先](#) (仮称)肝付風力発電事業環境影響評価準備書（電子縦覧）

|(仮称)肝付風力発電事業環境影響評価準備書に係る説明会

環境影響評価法に基づき、『(仮称)肝付風力発電事業』環境影響評価準備書に係る説明会を次のとおり開催します。

|説明会の開催

- 1.説明会日時
(1) 令和4年12月10日（土曜日）午後6時～午後8時
(2) 令和4年12月11日（日曜日）午後6時～午後8時
(3) 説明会会場：岸良西地区集会施設 鹿児島県肝付郡肝付町岸良681
なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況等を鑑みて予定を変更する場合、上記の電子縦覧URLに掲載します。

|意見書の提出

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

- (1) 提出方法
氏名及び住所、準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を日本語により記載し、問い合わせ先まで郵送（当日消印有効）又は縦覧場所に設置された意見書箱
ください。
(2) 提出期限
令和5年1月20日（金曜日）【郵送の場合は当日消印有効】

 (仮称) 肝付風力発電事業_意見書【様式】(PDFファイル: 59.6KB)

|問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社（JRE）
事業開発本部 開発第2部 開発第4チーム
〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階
電話番号 03-6455-4900（午前9時～午後5時(土日・祝日除く)）
担当：田澤・高根



<https://ki.otsuki-tow.jp/soshiki/kikaku/hos/ika/2/rugi/5175.ht>

この記事に関する
お問い合わせ先



企画調整課 企画調整第二係
〒893-1207 鹿児島県肝付郡肝付町新富98
電話番号：0994-65-8422
ファックス：0994-65-2587

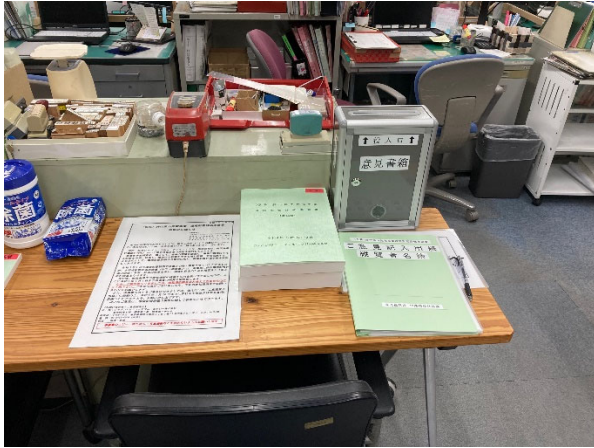
[メールフォームによるお問い合わせ](#)



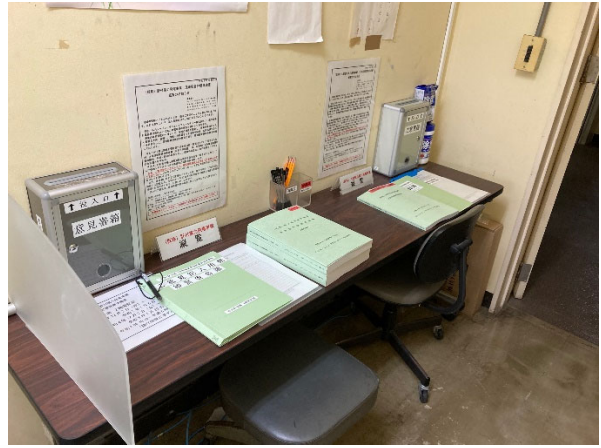
PDFファイルを閲覧するには「Adobe Reader (Acrobat Reader)」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader (Acrobat Reader)」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。

縦覧状況

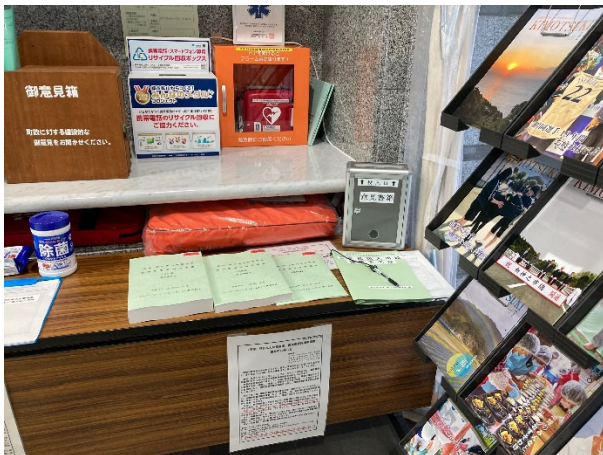
鹿児島県庁 13 階環境林務課



肝付町役場 2 階閲覧室



肝付町役場内之浦総合支所 1 階



肝付町役場岸良出張所



ご意見記入用紙

令和 年 月 日

〒	—
ご住所	
ご氏名	

[illegible]

- 28–